

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告示

ページ

- 令和5年9月北九州市議会定例会の招集【総務局総務部総務課】2

- ◇ 区選挙管理委員会

- 北九州市門司区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【門司区選挙管理委員会事務局】3
- 北九州市小倉北区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【小倉北区選挙管理委員会事務局】4
- 北九州市小倉南区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【小倉南区選挙管理委員会事務局】5
- 北九州市若松区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【若松区選挙管理委員会事務局】6
- 北九州市八幡東区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【八幡東区選挙管理委員会事務局】7
- 北九州市八幡西区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【八幡西区選挙管理委員会事務局】8
- 北九州市戸畑区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示【戸畑区選挙管理委員会事務局】9

北九州市告示第 3 2 7 号

令和 5 年 9 月北九州市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 8 月 2 5 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 期日 令和 5 年 9 月 1 日
- 2 場所 北九州市議会議事堂

北九州市門司区選挙管理委員会告示第23号

北九州市門司区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月25日

北九州市門司区選挙管理委員会

委員長 遠山 義 則

北九州市門司区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市門司区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市門司区選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に、「に通知するものとする」を「を経由して市議会議長及び市長に通知しなければならない」に改める。

第22条第3項中「者」の次に「のほか、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間においては、区役所出張所長及び区役所出張所の次長の職にある者並びに期日前投票所（区役所庁舎内に設置されるものを除く。）の投票管理者及びその職務を代理すべき者」を加える。

付 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。

北九州市小倉北区選挙管理委員会告示第25号

北九州市小倉北区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月25日

北九州市小倉北区選挙管理委員会

委員長 中村 祐 貴

北九州市小倉北区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市小倉北区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市小倉北区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に、「に通知するものとする」を「を経由して市議会議長及び市長に通知しなければならない」に改める。

第22条第3項中「者」の次に「のほか、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間においては、期日前投票所（区役所庁舎内に設置されるものを除く。）の投票管理者及びその職務を代理すべき者」を加える。

付 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。

北九州市小倉南区選挙管理委員会告示第24号

北九州市小倉南区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月25日

北九州市小倉南区選挙管理委員会

委員長 安心院綾子

北九州市小倉南区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市小倉南区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市小倉南区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に、「に通知するものとする」を「を経由して市議会議長及び市長に通知しなければならない」に改める。

第22条第3項中「者」の次に「のほか、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間においては、区役所出張所長及び区役所出張所の次長の職にある者並びに期日前投票所（区役所庁舎内に設置されるものを除く。）の投票管理者及びその職務を代理すべき者」を加える。

付 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。

北九州市若松区選挙管理委員会告示第23号

北九州市若松区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月25日

北九州市若松区選挙管理委員会

委員長 木下 秀雄

北九州市若松区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市若松区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市若松区選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に、「に通知するものとする」を「を経由して市議会議長及び市長に通知しなければならない」に改める。

第22条第3項中「者」の次に「のほか、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間においては、区役所出張所長及び区役所出張所の次長の職にある者並びに期日前投票所（区役所庁舎内に設置されるものを除く。）の投票管理者及びその職務を代理すべき者」を加える。

付 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。

北九州市八幡東区選挙管理委員会告示第23号

北九州市八幡東区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月25日

北九州市八幡東区選挙管理委員会

委員長 富下博文

北九州市八幡東区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市八幡東区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市八幡東区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に、「に通知するものとする」を「を経由して市議会議長及び市長に通知しなければならない」に改める。

第22条第3項中「者」の次に「のほか、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間においては、期日前投票所（区役所庁舎内に設置されるものを除く。）の投票管理者及びその職務を代理すべき者」を加える。

付 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。

北九州市八幡西区選挙管理委員会告示第24号

北九州市八幡西区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月25日

北九州市八幡西区選挙管理委員会

委員長 佐々木 健五

北九州市八幡西区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市八幡西区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市八幡西区選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に、「に通知するものとする」を「を経由して市議会議長及び市長に通知しなければならない」に改める。

第22条第3項中「者」の次に「のほか、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間においては、区役所出張所長及び区役所出張所の次長の職にある者並びに期日前投票所（区役所庁舎内に設置されるものを除く。）の投票管理者及びその職務を代理すべき者」を加える。

付 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。

北九州市戸畑区選挙管理委員会告示第23号

北九州市戸畑区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年8月25日

北九州市戸畑区選挙管理委員会

委員長 佐々木 正 明

北九州市戸畑区選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

北九州市戸畑区選挙管理委員会規程（昭和49年北九州市戸畑区選挙管理委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に、「に通知するものとする」を「を経由して市議会議長及び市長に通知しなければならない」に改める。

第22条第3項中「者」の次に「のほか、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙の期日の公示又は告示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間においては、期日前投票所（区役所庁舎内に設置されるものを除く。）の投票管理者及びその職務を代理すべき者」を加える。

付 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。